

○ 生活保護法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百六十八号）

（附則第三十六条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

|       |  |
|-------|--|
| 改 正 案 | <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。</u></p> <p>4 (略)</p>   |
| 現 行   | <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。</u></p> <p>4 (略)</p> |